



地震に強いまちは、地震に強い建物から

あなたの建物も
精密耐震診断をしませんか？



近江八幡市では、災害に強いまちづくりを目指して、耐震改修による耐震性の向上を促進するために建築物の所有者に対して精密耐震診断費用の一部を補助しています。

1. 補助対象者

補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）。

2. 補助対象建築物

原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたもので、**住宅**（長屋及び併用住宅を含み、現に居住しているものに限る。）又は耐震改修促進法第7条第1項第1号に定める民間建築物で耐震改修促進法施行令第6条第2項各号及び第3項の要件に合致するもの又は耐震改修促進法第14条に規定する**特定既存耐震不適格建築物**（現に使用しているものに限る。）

3. 耐震診断技術者

建築設計事務所、建設業者、指定住宅性能評価機関の方で次に該当する者。

ア 木造住宅の耐震診断においては、都道府県、市町村、財団法人日本住宅・木材技術センター等が主催する木造住宅耐震診断に関する講習会の受講修了者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第2項及び第3項に規定する建築士

4. 申請時に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書、既存民間建築物耐震診断計画、事業計画及び収支予算書、誓約書
- (2) 位置図（1/2500）
- (3) 耐震診断技術者の建築士免許証及び耐震診断講習会受講終了証の写し
- (4) 当該建築物の確認済証及び検査済証の写し（確認済証の写しがなければ、家屋の固定資産評価証明書若しくは登記事項証明書等、当該建築物の建築時期及び延べ面積がわかるもの）
- (5) 耐震診断費用の見積書又はその写し

3. 補助対象事業費

1棟あたりの耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。）となります。ただし、下記の表に示す費用が**限度額**となります。

・住宅（長屋及び併用住宅）の場合

1棟につき、13万円かつ対象面積×1,000円/㎡のいずれか低い額。

・特定建築物の場合

1棟につき、300万円かつ下記の表により算出された費用のいずれか低い額。

延床面積	1,000㎡以内の部分	1,000㎡超 2,000㎡以内の部分
補助対象事業費	補助対象面積×2,000円/㎡	補助対象面積×1,500円/㎡

注1) 予備診断とは、耐震診断に要する費用の見積を行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物、設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいいます。

注2) 補助対象面積とは、対象となる建築物の延床面積です。

4. 補助金の額

補助対象事業費の3分の2以内の額

※ 補助金の算出方法

例1：住宅（鉄骨造など）の場合

鉄骨造 地上2階 延べ床面積115㎡

耐震診断の見積額が15万円の場合

対象事業費の限度額は13万円、かつ、 $115 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ 円/m}^2 = 115,000 \text{ 円}$ のいずれか低い額が対象となりますので、補助金の額は、 $115,000 \text{ 円} \times 2/3 = 76,000 \text{ 円}$ （千円未満は切捨て）となります。

例2：特定既存耐震不適格建築物（寄宿舍）の場合

鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ床面積1,300㎡

耐震診断の見積額が150万円の場合

対象事業費の限度額は150万円

かつ、 $(1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円/m}^2 + 300 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円/m}^2) = 245 \text{ 万円}$ のいずれか低い額が対象となりますので、補助金の額は、 $150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円}$ となります。

例3：特定既存耐震不適格建築物（寄宿舍）の場合

鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ床面積1,300㎡

耐震診断の見積額が250万円の場合

対象事業費の限度額は250万円

かつ、 $(1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円/m}^2 + 300 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円/m}^2) = 245 \text{ 万円}$ のいずれか低い額が対象となりますので、補助金の額は、 $245 \text{ 万円} \times 2/3 = 163.3 \text{ 万円}$ （千円未満は切捨て）となります。

例4：既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵又は処理場の用途の建築物）の場合

鉄骨造 地上1階 延べ床面積7,000㎡

耐震診断の見積額が500万円の場合

対象事業費の限度額は300万円

かつ、 $(1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円/m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円/m}^2) = 350 \text{ 万円}$ となり、2,000㎡超で対象事業費の限度額を超えますので、補助金の額は、 $300 \text{ 万円} \times 2/3 = 200 \text{ 万円}$ となります。

注) 延べ床面積とは各階の床面積の合計面積のことです。

診断の見積額はあくまで算出例であり、実勢価格を示しているものではありません。